

平成 16 年 1 月から

戸籍の届け出

本人確認をすることになりました!

本人の知らないうちに、第三者によって、婚姻などの偽りの届が出される事件が全国的に発生しています。このような偽りの届出を防ぐ目的で、ほとんどの市区町村で本人確認を行っています。

鳥取市でも、平成 16 年 1 月 1 日の届出より、戸籍の正確性を確保するため、「婚姻」「協議離婚」「養子縁組」「協議離縁」の 4 つの届出にこられたすべての人に、本人確認をさせていただきます。ご協力をお願いします。



運転免許証



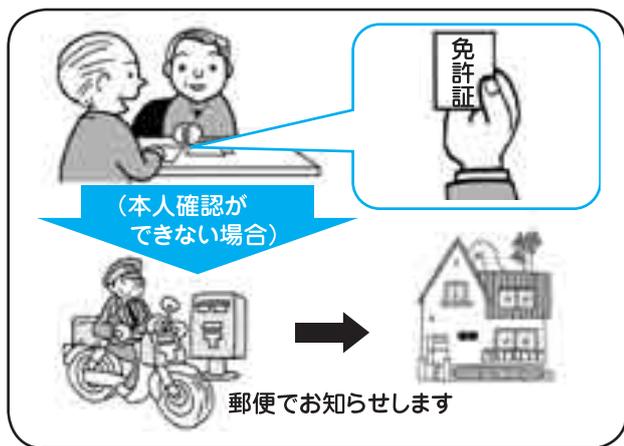
パスポート



住基カード
(写真付のみ)

運転免許証など、本人と確認できるものをお持ちください。

窓口で確認させていただく証・書類などは、次のとおりです。
運転免許証・パスポート・住基カード（写真付のみ）をはじめとする、官公署が発行した写真付きの免許証・許可証・資格証明書など（有効期間内で発行した後 10 年以内のもの）



確認の方法

1. 戸籍の届出の際、受付窓口（1 番窓口）で本人を確認できるものを提示していただき確認をします。
※なるべく当事者が届出を行ってください。
（例えば、婚姻の場合は夫・妻となる人）
2. 本人確認ができる証・書類を持っていない人の場合には、受付後あらためて当事者に届出があったことを郵便でお知らせします。また、閉庁後や土・日・祝日など時間外の受付（警備員室）の場合も、当事者に郵便でお知らせします。

■問い合わせ先 市民課（☎ 20-3211）